

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 刑事法の基礎	前期	2単位	(標) 1年	吉弘 光男

授業目的	<p>具体的な事件を解決するためには、目の前にある事実（与えられた証拠や主張から事実を認定する作業も不可欠です）を分析して、そこに潜む真の問題点（争点）を的確に抽出し、抽出された問題点に適した解決基準を発見して、その解決基準を問題となる事実に応用するという作業が必要となる。そして、その推論過程や推論の結果を「説得力」ある文書で呈示しなければならない。法科大学院での学習は、このような作業を行うための能力を身につけることが最大の目的といえる。また、法曹の判断にとって重要な意味をもつのが「判例」である。判例も、具体的な事件の事実を分析し、判断基準を「条文」解釈という作業を通して発見し、事実に判断基準を適用して、結論を導き出し、それを判決や決定という形で文書化しているのである。</p> <p>このような事件を解決するための基準の第一が法律の条文である。しかし「条文」は一般的・抽象的に定められており、個別の事件にそのまま適用することができない場合も多い。そこで、条文「解釈」という作業が必要となる。この条文解釈の背景には、法分野の基本的な構造や理念というものが存在している。刑事法の入門科目と位置づけられる本講義では、刑事法の全体像を鳥瞰し、他の法分野（公法や民法）との異同を確認し、刑事法の法律解釈、判例分析そして文書作成の基礎を確立することを目的とする。</p>
------	--

達成目標	<p>①刑事法の全体像（刑法と刑事訴訟法との関係、刑法を実現するための刑事手続の流れ、刑罰適用としての処遇のあり方）についての基本的な知識を習得すること、②刑事法分野の個々の条文を解釈するための諸原理（罪刑法定主義（原理）、侵害原理、責任原理、刑事訴訟法の目的論（実体的真実主義とデュープロセス）など）に関する基礎知識を習得すること、③刑事法における主要な判例を正しく分析できるようになること、④刑事法の簡単な事案を分析し、判断基準を適用したうえで、説得的な文書を作成できるようになること。</p> <p>以上の4点が達成目標であるが、とりわけ①～③の知識の習得と判例読解のためのツールの獲得を主たる目標とする。④については、説得力ある法律文書作成の意識付けができればよいと考えている。</p>
------	---

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	刑事法分野の構造	刑事法と他の法分野（民法および公法）との関係、刑法（刑事実体法）と刑事訴訟法（刑事手続法）との関係について検討する。例えば、交通事故の処理に、公法、民法そして刑事法がどのようにかかわるのかを考察し、全法分野における刑事法の特徴を明らかにする。
	2	刑事手続のアウトライン①（捜査→公訴→第一審手続）	事件発生から捜査、裁判の流れを確認し、刑事実体法がどのような形で、刑事手続の中で実現されていくのかを考察する。
	3	刑事法における法律解釈の基礎（1）～罪刑法定主義～	法律解釈のあり方について概観した後、刑法（刑事実体法）における法律解釈の基本原則である「罪刑法定主義（原理）」について考察し、刑法の法律解釈の特徴を明らかにする。刑法では、法律に規定された行為のみを処罰し、それ以外の市民の自由に干渉しないという側面をもつということを確認する。その際、刑法の理論史も視野に入れることにする。
	4	刑事法における法律解釈の基礎（2）～侵害原理～	刑法は法規に違反する（違法な）行為を処罰することによって、市民の安全を守るといった側面をもつ。そこで、違法な行為とは何かということが問題となる。違法の本質について考察することで、刑法の法律解釈の指導原理とも位置づけられる「行為無価値論と結果無価値論の対立」について確認する。その際、刑法の理論史も視野に入れることにする。
	5	刑事法における法律解釈の基礎（3）～責任原理～	刑法は違法な行為を行った行為者に対して刑罰を科すが、そこには行為者を「非難」するという側面がある。そのためには、行為者が自らの行為を悪い行為だったということを認識しなければならず、非難されてもやむをえないという状態で違法な行為を行ったと言えなければならない。そこで、刑法には「責任原理」という原則がある。今回の講義では、この「責任原理」について、刑法理論史も視野に入れつつ、考察する。

6	刑事法における法律解釈の基礎 (3)	刑事訴訟法 (刑事手続法) は、具体的な事件についての刑罰法規の適用に関する規定である。そのためには、事案の真相を明らかにしなければならない、他方、刑罰や刑事手続は市民の生活に影響を及ぼす。そこで刑事訴訟法の法律解釈の背景にある刑事手続の目的 (刑事訴訟法1条) について考察し、法律解釈の指導原理とも位置づけられる「実体的真実主義とデュープロセス論」の対立について検討する。
7	刑事法における判例の意義 (1)	「判例」の一般的な意味について確認し、その後、刑事法という領域における「判例」の意義・機能について考察する。判決や決定が具体的事実に対する判断であることを前提に、判例の分析の方法についても検討する。
8	刑事法における判例の意義 (2) ~刑事手続のアウトライン② (控訴審→上告審)	具体的な事件が、第一審で判断された後、どのように処理され確定していくのかについて概観する。第2回講義の続編となるが、第2回講義における「事件発生→1審判決」の流れを簡単に再確認して、不服申立の手続の全体像を俯瞰し、民事法との相違点なども検討していく。これによって、「判例」といわれる判決や決定のもつ特徴を明らかにし、判例分析の視角を明らかにする。
9	刑事法における判例の意義 (3) ~刑事手続のアウトライン③ (判決確定後の手続)	判決が上訴で争えなくなったら、有罪や無罪などの判決が確定する。有罪が確定した場合には、刑の執行がなされる。この刑の執行手続などを確認するとともに、刑罰の意義などについても検討する。このテーマは、若干「判例」の問題とは離れるが、「判決」のもつ効力という意味で、今回の講義で取り扱うことにする。
10	刑事法における判例の分析	具体的な判例を題材として、第一審、控訴審、上告審の判決を比較検討しつつ、判例分析の方法を確認する。題材については、授業の前に指示する。
11	刑事法における法律文書の確認	実際の刑事手続において作成される「文書」の種類や意義、内容について確認し、実体法と手続法がどのような形で文書の中で融合し、適用されているのかについて理解する。
12	法的文書作成演習 (1)	具体的事案を題材に、事実関係の分析、適用されるべき法基準の定立および法基準のあてはめという作業をグループワークで行う。
13	法的文書作成演習 (2)	前回の結果について、全体で討論し、実際の判例との異同を確認し、それぞれの問題点などを理解する作業を行う。
14	法的文書作成演習 (3)	具体的事案を題材に、事実関係の分析、適用されるべき法基準の定立および法基準の事実へのあてはめという作業を行う。
15	法的文書作成演習 (4)	前回の結果について、全体で討論し、実際の判例との異同を確認し、それぞれの問題点などを理解する作業を行う。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	10回までの授業は、初学者を対象とした講義スタイルで進めていく。11回~15回の授業では、演習スタイルで、事案分析、判断基準の発見そして基準の事実への適用という作業を受講生に行ってもらおう。グループで討論しながら行う方法も、個人で事案と格闘する方法も採用したい。 講義スタイルの授業では、事前にプリントを配布するのでそれを一読することが予習の必要条件である。そのプリントについて疑問等があれば、各自基本書 (刑法概論Ⅰ~Ⅲ、刑事訴訟法概論のテキストでかまわない) や参考書で調査することも重要である。基本的には、プリントにまとめられた事項を正確に理解するという姿勢で授業に臨んで欲しい。	
評価方法と評価基準 (期末試験、レポート、ディベート等)	定期試験100%で評価する。全回出席は当然のことであり、無断欠席は減点の対象となる。また、レポートや小テストを課す場合もあるが、これは受講生の理解度を測定するためのものであり、原則として、評価の対象にはしない。	
テキスト 独自教材	適宜プリントを配布して、それに従って講義します。	
参考書	講義中に指示します。	